

神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）

施設整備・運営等事業実施方針等 Q & A

平成 17 年 10 月

神奈川県

目 次

実施方針関係

Q 1	： 実施方針等の公表について	．．．．．	1
Q 2	： 県立花と緑のふれあいセンター（仮称）（以下「センター」という。）の 施設整備に当たり、P F I手法を導入した背景及び経緯について	．．．．．	1
Q 3	： センターの基本設計とその位置づけについて	．．．．．	1
Q 4	： 「サービス事業（レストラン事業、売店事業）については、事業者が 当該収益により運営する」とは	．．．．．	1
Q 5	： 事業方式及び維持管理・運営期間について	．．．．．	2
Q 6	： 指定管理者の指定について	．．．．．	2
Q 7	： 特定事業として選定されなかった場合について	．．．．．	2
Q 8	： やむを得ない事情が生じた場合について	．．．．．	2
Q 9	： 審査会とは	．．．．．	2
Q10	： リスク分担について	．．．．．	2
Q11	： 需要リスクの考え方について	．．．．．	3
Q12	： モニタリングの実施とサービスの対価の減額について	．．．．．	3
Q13	： 事業者の利用料金等の収入について	．．．．．	3
Q14	： 利用料金の減免に関して、大型バスの駐車場利用料金について、学校等 の教育活動や観光ツアー等の団体利用の場合、免除することは可能か	．．．	4
Q15	： モニタリングについて	．．．．．	4
Q16	： 用水路からの取水について	．．．．．	4
Q17	： 周辺道路整備について	．．．．．	4
Q18	： 「農の体験・交流の場」の整備内容、スケジュールについて	．．．．．	4
Q19	： 埋蔵文化財について	．．．．．	5
Q20	： 整備予定地に係る地質調査について	．．．．．	5
Q21	： センター条例の議決時期及びリスク分担について	．．．．．	5
Q22	： 情報公開及び情報提供について	．．．．．	5
Q23	： 緑化協力金について	．．．．．	5

業務要求水準書（案）関係

Q 1	： 開発許可（覚書及び前相談を含む。）について	．．．．．	6
Q 2	： 敷地面積及び水路占有地について	．．．．．	6
Q 3	： 県土地利用調整条例の取扱及び事業者が必要な手続等について	．．．．．	6
Q 4	： 工事中進入路について	．．．．．	6
Q 5	： 休園日について	．．．．．	7

Q 6	： 「承認」と「承諾」の違いについて	．．．．． 7
Q 7	： 県の承諾を得る時期について	．．．．． 7
Q 8	： 県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱及び環境共生協定について	．．．．． 7
Q 9	： 事業者が運営に必要と考える施設の提案について	．．．．． 7
Q10	： 施設規模の考え方について	．．．．． 8
Q11	： 自主管理公園について	．．．．． 8
Q12	： 「優良遺伝資源の保存を兼ねた植栽」とは	．．．．． 8
Q13	： 植栽株数・本数等の指定について	．．．．． 9
Q14	： 県産木材について	．．．．． 9
Q15	： ダイオキシン、アスベスト等の有害物質について	．．．．． 9
Q16	： 公共残土の利用可能性について	．．．．． 9
Q17	： 利用者に係る禁止事項について	．．．．． 9
Q18	： ラベルと説明板の相違について	．．．．． 10
Q19	： 展示会事業において協力を得る花き生産団体について	．．．．． 10
Q20	： インタープリターについて	．．．．． 10
Q21	： インタープリターの外部派遣とは	．．．．． 10
Q22	： プログラムの開発及び実施内容の改良について	．．．．． 11
Q23	： 園芸教室・農業講座の実施回数等について	．．．．． 11
Q24	： サポーターについて	．．．．． 11
Q25	： 花き愛好者団体の展示について	．．．．． 11
Q26	： 会議室の貸出しについて	．．．．． 11
Q27	： レストラン事業及び売店事業について	．．．．． 12
Q28	： 修繕・更新について	．．．．． 12

契約書（素案）について

Q 1	： 第 4 7 条「環境等の著しい変化」について	．．．．． 1 2
-----	--------------------------	-----------

実施方針関係

Q 1 : 実施方針等の公表について

A : 神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）施設整備・運営等事業実施方針等の公表に当たっては、実施方針、業務要求水準書（案）、契約書（素案）及びQ & Aを同時に公表します。これは、事業者にとって本件事業への参入のための検討が容易になるよう、なるべく早い段階で相当程度の具体的な内容を公表するという基本方針の趣旨に添った考え方によるものです。

Q 2 : 県立花と緑のふれあいセンター（仮称）（以下「センター」という。）の施設整備に当たり、P F I手法を導入した背景及び経緯について

A : 平成 11 年 9 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が施行され、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理・運営による社会資本の整備が求められています。

神奈川県では、平成 12 年 9 月に「神奈川県における P F I の活用指針」を策定するなど、P F I手法の導入を推進しており、既に 5 つの P F I事業を実施しています。センターの施設整備に当たっては、平成 14 年 9 月 30 日の県有地・県有施設利用調整会議で P F I手法導入の方向付けがなされ、その後、P F I導入に向けた準備を進めてきました。

本件事業において、県は、事業者の経営・技術ノウハウを活かした創意工夫による効果的かつ良質なサービスの提供と集客の工夫についての具体的な手法の提案を期待しています。

Q 3 : センターの基本設計とその位置づけについて

A : 基本設計は、県が直接施設整備を行う場合の参考として業務要求水準書（案）を満たす内容で作成したものであり、この基本設計に基づき特定事業の選定の際の V F M の算定を行います。

また、この基本設計を参考に平塚市と業務要求水準書（案）の作成について協議を行うとともに、この基本設計の内容で神奈川県土地利用調整条例の知事との調整が整っています。

基本設計の内容については、説明会で配布する CD-ROM を参照してください。

Q 4 : 「サービス事業（レストラン事業、売店事業）については、事業者が当該収益により運営する」とは（実施方針 1（1）ク（オ））

A : レストラン事業及び売店事業については、民間事業者の自由な経営努力に委ねたいと考えており、運営費についてはサービスの対価には含めません。なお、県から事業者への支払必要額を抑制するため、これらの収入を維持管理・運営費の一部に充てることも考えられますが、この点は事業者の提案によります。

Q5：事業方式及び維持管理・運営期間について（実施方針1（1）ケ及びコ）

A： 事業方式については、法令面、事業の継続性等を勘案し、BTO方式を採用しました。ただし、備品及び消耗品並びに図書等については、県が指定するもの（「指定備品等」）に限り、引渡日又は購入後速やかに県に所有権を移転するものとしています。

維持管理・運営期間については、類似植物園での大規模な再投資が概ね開業後20年間であることや集客戦略等を勘案し、平成22年3月1日から平成42年3月末までの20年1ヶ月としました。

Q6：指定管理者の指定について（実施方針1（1）サ）

A： 本件事業においては、特別目的会社（SPC）を指定管理者として指定する予定であり、指定の手続きについては、今後制定する公の施設設置・管理条例で規定します。また、条例の制定時期については、入札公告時まで提示します。

Q7：特定事業として選定されなかった場合について（実施方針1（2））

A： 特定事業として選定されなかった場合は、その理由を付して、公表します。
なお、その場合は、公表された実施方針の内容でPFI事業を行うことはできませんので、あらためて事業の実施方法について検討します。

Q8：やむを得ない事情が生じた場合について（実施方針2（4）ア）

A： 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めません。ただし、構成員の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、神奈川県環境農政部農業振興課と協議を行うこととしますが、具体的な取扱いは、事案が発生した際に県が判断します。

Q9：審査会とは（実施方針2（5））

A： 「神奈川県PFI事業者選定審査会の設置及び運営に関する要綱」に基づき設置され、事業者の選定に関する事項及びその他PFI事業推進に関する意見聴取を所掌します。なお、本件事業においては、総合評価一般競争入札方式の場合の地方自治法施行令第167条の10の2に基づく学識者の意見聴取手続き並びに指定管理者の指定の際の外部評価委員会及び選定会議を兼ねています。

審査会の委員については、平成17年10月19日の記者発表資料を御覧ください。

Q10：リスク分担について（実施方針3（1））

A： 実施方針の添付資料4により、予想されるリスクについて分担を示しています。

Q11：需要リスクの考え方について（実施方針3（1）イ、添付資料4、添付資料7）

A： 本件事業で事業者が自らの収入とすることを予定している入園料金等の利用料金等収入は利用者数の増減により増減しますが、県としては事業者が利用者数増加のために創意工夫を発揮することを期待していることから、原則として需要リスクは事業者の負担としています。したがって、実際の収入額が提案金額を上回った場合は事業者の収入とし、下回った場合は事業者の負担となります。ただし、天候など事業者の責めに帰さない事由による場合には、添付資料7の考え方に基づき、一定の範囲で県がリスクを負担し、補填を行うこととしています。

なお、学校利用での児童・生徒及びその引率者の入園料金は免除するものとしているので留意してください。

Q12：モニタリングの実施とサービスの対価の減額について

（実施方針3（3）添付資料6）

A： 県は事業者が実施する業務の実施状況や利用者数の動向などを確認し、業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、事業者に対する改善勧告及びサービスの対価の減額や支払い停止の措置を講ずることになります。

Q13：事業者の利用料金等の収入について（実施方針3（3）実施方針添付資料8）

A： センターの利用料金としては、入園料金、駐車場利用料金、会議室利用料金を予定しています。各利用料金単価については、区分毎に県の上限設定額を上回らない範囲で応募者に提案していただきます。ただし、駐車場利用料金として駐輪場利用料金を徴収することはできません。なお、県では、大型車駐車場利用料金については、学校等の団体利用のみ見込んでいますが、観光バス等の利用を見込むことを妨げるものではありません。県が想定する入園料金収入及び駐車場利用料金収入の詳細については、添付資料12及び13を参照ください。

利用料金以外の収入については、添付資料8の「その他収入」に記載のとおりです。実費に含まれる範囲は、材料代、資料等印刷代、講師謝金などで、次の表のとおりです。

種 類	実費に含まれる範囲等
園芸教室（30回分）	材料代、資料等印刷代（2,000円以内）
園芸教室（31回分から）	材料代、資料等印刷代、講師謝金（上限額はない）
農業講座（10回分）	材料代、資料等印刷代（500円以内）
農業講座（11回分から）	材料代、資料等印刷代、講師謝金（上限額はない）
気づき体験（農体験業学習）事業	材料代（上限額はないが教育的見地を踏まえて設定する）
県民参加事業のサポーター参加費	通信費、入園料金4回分相当（年間パスポート等年間4回以上利用可能な入園券の料金が4回分相当より安い場合は当該料金）を上限とする

Q14：利用料金の減免に関して、大型バスの駐車場利用料金について、学校等の教育活動や観光ツアー等の団体利用の場合、免除することは可能か

(実施方針3(3)、実施方針添付資料8、実施方針添付資料14)

A：提案により可能ですが、県の承認を得ることが必要です。

Q15：モニタリングについて(実施方針3(5))

A：維持管理・運営段階における業務実施状況を点検するために、業務週報、業務月報及び業務四季報を事業者に提出していただき、業務要求水準が維持されていないと認められる場合は、サービスの対価の減額を行うことがあります。

減額の対象となるサービスの対価は、当該年度のサービスの対価総額(利用料金等収入を差し引く前の額)です。減額の考え方については、実施方針添付資料6「維持管理運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について」を参照してください。

Q16：用水路からの取水について(実施方針4(3))

A：隣接する農業用水路(古川幹線排水路)から取水する場合は、取水量の管理が可能なポンプによる取水とし、かつ取水量は旧農業総合研究所が取水していた量2.0t/分から新たに農業技術センターが使用する量の0.3t/分を差し引いて1.7t/分を超えないものとします。

水田利用等の流末排水は水質に十分留意して同一の流域内に接続していただきます。

取水位置や構造の詳細について、水路管理者(平塚市農産課)、金目川沿岸水利組合、寺田縄土木組合と協議するとともに、農業用水路からの取水に当たっては、かんがい面積に応じて水利費、土木費等の費用が必要となるので、各組合と協議してください。

Q17：周辺道路整備について(実施方針4(3))

A：現在、平塚市がセンターへの来場者のアクセス道路として利用可能な市道を整備中であり、開発事業者が道路を設置し、市へ無償譲渡する必要はありません。平塚市で整備予定の整備路線及び整備スケジュールについては、実施方針添付資料9「周辺道路整備計画図」を参照してください。

Q18：「農の体験・交流の場」の整備内容、スケジュールについて(実施方針4(3))

A：平塚市では、地元農産物の直売施設や市民農園などを、センターの開業に併せて整備することを目指しております。「花と緑のふれあい拠点(仮称)『農の体験・交流の場』基本計画」については、平塚市のホームページを御覧ください。

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/nougyou/hanamido/baseplan.htm>

Q19：埋蔵文化財について（実施方針4（3））

A：平成17年7月13日～14日に県教育庁生涯学習文化財課が埋蔵文化財の試掘調査を事業用地内6点で行っており、埋蔵文化財の包蔵地である可能性は低いと考えていますが、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、法令に基づき対応していただくことになります。

Q20：整備予定地に係る地質調査について（実施方針4（3））

A：地質調査については、平成17年度に事業用地内で地質ボーリングを3点実施しており、入札公告時に調査結果を公表する予定です。この調査結果の使用方法については事業者の責任において判断してください。

Q21：センター条例の議決時期及びリスク分担について（実施方針8（1））

A：センター条例の議決時期及び条例議決に係るリスク分担の考え方については、入札公告時まで提示します。

Q22：情報公開及び情報提供について（実施方針8（2））

A：神奈川県情報公開条例（平成12年3月28日条例第26号）に基づき情報公開を行います。

また、応募に関して必要な情報は、原則として、インターネットを通じて公表します。

ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/osirase.htm>

Q23：緑化協力金について（実施方針8（4））

A：神奈川県では、自動車が二酸化炭素の排出など環境に負荷を与えている一方で、緑がその負荷を緩和している現状を考慮し、自動車利用者に本県の緑地保全施策の推進に協力してもらうことを目的に、自動車の運行に不可欠な駐車場に着目し、駐車場の利用者から一定額（1台あたり20円）を任意のかたちで寄附してもらう仕組みとして緑化協力金制度を創設し、駐車場を利用された県民から寄附いただいた緑化協力金は「かながわトラストみどり基金」に積み立て、本県の優れた自然環境や歴史的環境を保全するために活用しています。

本件事業の駐車場の利用に当たっても、緑化協力金の寄附をお願いしたいと考えており、維持管理業務の一環として、駐車場利用料金の徴収と併せて緑化協力金を預かっていただき、（財）かながわトラストみどり財団に納入いただくこととしています。

業務要求水準書（案）関係

Q 1：開発許可（覚書及び前相談を含む。）について（業務要求水準書（案）p 2）

A： 開発事業の許可等については、本事業用地が市街化調整区域内にあり、第二種特定工作物として開発許可権者の平塚市の許可が必要となることから、開発許認可に関するリスクを軽減するため、業務要求水準書（案）の作成に当たって平塚市と協議を行い、平成 17 年 8 月 23 日に「花と緑のふれあい拠点(仮称)核となる施設の整備に係る開発事業に関する覚書」を締結しています。覚書の内容については、業務要求水準書（案）添付資料 1 を参照してください。

応募に当たっての開発事業の相談（前相談）については覚書第 4 条の規定のとおりですが、前相談の窓口は平塚市開発審査課となりますので、事前に前相談に係る連絡を当該課に行ってください。なお、平成 17 年 11 月 1 日の説明会の際に、業務要求水準書（案）に対する平塚市関係各課コメントについて配布しますので、参考にしてください。

Q 2：敷地面積及び水路占有地について（業務要求水準書（案）p 4）

A： 敷地面積は約 93,000 m²となっておりますが、これは、図上求積により旧農業総合研究所敷地からこの敷地内の公図上の道路水路面積を差し引いた面積（占用予定の水路 166 m²除く。）であり、平成 17 年度末までに境界測量結果に基づき実測図が確定する予定です。

また、事業区域内の公図上の道水路は 2 路線を除いて平成 17 年度中に用途廃止し、外周部の土地と付け替えをする予定です。

Q 3：県土地利用調整条例の取扱及び事業者が必要な手続等について

（業務要求水準書（案）p 5）

A： 本事業は、県土地利用調整条例上、県が行う公共公益事業に位置づけられ、同条例施行規則第 4 条第 1 項 9 号アに該当するものとして、県の基本設計の内容で知事との調整が整っています。したがって、同条例第 3 条に基づく開発計画の協議は必要ありませんが、事業実施段階では、公共公益事業に係る土地利用事前調整実施要領に基づく変更の申出が必要となりますので、P F I 事業者と県（農業振興課）と連名で知事に対し、事業者名や事業者が作成する基本設計に基づく土地利用等の変更の申出を行うこととなります。

Q 4：工事用進入路について（業務要求水準書（案）p 5）

A： 現在、平塚市において県道平塚秦野線からの新設市道を整備中であり、工事着手までに工事用進入路として使用可能な程度に整備する予定ですので、原則として、このルートを工事用進入路として使用してください。

Q5：休園日について（業務要求水準書（案）p5）

A：休園日については、年間10日以内としておりますので、初年度については、3月1日から12月31日までの間で10日以内としてください。

Q6：「承認」と「承諾」の違いについて（業務要求水準書（案）p6）

A：「承認」は条例を根拠として、条例・規則等に定める手続きにより事業者からの提出内容を県が判断していくもので、その他の承認行為を「承諾」としていません。

Q7：県の承諾を得る時期について（業務要求水準書（案）p6）

A：契約書（素案）において、年度事業計画の承諾については年度開始の30日前、維持管理運営業務の委託の承諾などについては発注の21日前までに書面を県に提出することになっております。契約書に時期の定めがない承諾については、これらを参考に提出していただくこととなりますが、具体の時期については関係者協議会で協議していくこととなります。なお、「あらかじめ」承諾を必要とする旨の表現がありますが、これは、長期にわたり変更の可能性が少ない事業収入等を想定したものであり、イベント毎に変更が想定される事業収入等については「あらかじめ」を冠していません。

Q8：県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱及び環境共生協定について（業務要求水準書（案）p8）

A：センターは「環境共生モデル都市圏」の中に位置し、周辺は豊かな田園景観が広がる地域であることから、県は入札公告前までに、業務要求水準書（案）を踏まえて、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」に基づく環境共生協定を締結する予定です。したがって、PFI事業者は、当該協定を踏まえて提案や事業実施に当たっていただく必要があります。

Q9：事業者が運営に必要と考える施設の提案について

A：施設の提案は、平塚市が第二種特定工作物として開発を認める内容であること及び公の施設として適切な範囲内であることが必要です。第二種特定工作物として設置する公の施設として適切かどうかの基本的な考え方は、実施方針添付資料6「本件事業に関する商行為等について」を参照してください。なお、具体例については、次の表を参考にしてください。

可	不可
子どもが花の展示を楽しく見るための乗車料金を徴収しない子供用列車の設置	乗車料金を徴収する子供用列車の設置
見本展示を行う加温もできるガラス室を本館とは別に設置する（開発許可が得られることが前提）	大船植物園にはない植物を展示する観賞用温室を設置する

県屋外広告物条例の許可の範囲で、県の承諾を得て、樹名板やベンチ等で企業広告を行ったり、駐車場等に企業広告の看板を設置する	応募企業や協力企業、特定の協賛者等、特定の利用者のみが専用使用スペース（VIPルーム等）を設置する
神奈川県民デーや平塚市民デーを設け割引料金とする	応募企業や協力企業、地元自治会へ無料招待券を配布する
花や果樹等のオーナーを募集し、当該樹木の果実（花束や果物等）を配布する	
冠付きの園芸教室やイベント（会社協賛教室、企業提供フラワーフェスティバル等）	企業協賛エリアの植栽を担う会社の問い合わせ先の看板をエリア内に設置する
農業や園芸に関する技術関連のイベントに複数の企業が参加し、各企業が保有する技術を企業名を明示して展示をする	応募者や協力企業が、自社の収益を目的に、保有する農業や園芸に関する技術を企業名を明示して常設的に展示する
講習料を徴収する写真撮影会（実費の範囲は、F & Q実施方針関係Q13のとおりとする）	
キャラクターグッズの販売（販売場所は問わない）	
農作物栽培事業で生産された農作物の施設内での販売	販売を目的とする農作物の栽培
送迎バスの運行	
本施設見学を組み込んだ観光ツアーの企画・実施（本施設の利用者の増加を目的とするもの）	花や農業に関する国内・海外視察ツアー（旅行業として収益を目的とするもの）

Q10：施設規模の考え方について（業務要求水準書（案）p9）

A： 県では、事業期間中における年間ピーク日の入園者数を初年度で7,200人/日程度、開園20年目で4,800人/日程度と推計していますが、施設の規模決定に当たっては、県の推計及び基本設計を参考に、事業者自らが推計する入園者数が事業期間中でピークとなる日においても、入園者に不便が生じないような計画としてください。

なお、駐車場については、平塚市への前相談と併せて、県警本部とも協議してください。

Q11：自主管理公園について（業務要求水準書（案）p11、p17）

A： 本件開発事業に伴う公園の設置については、平塚市と協議の結果、業務要求水準書（案）添付資料1「花と緑のふれあい拠点（仮称）核となる施設の整備に係る開発事業に関する覚書」第10条の規定のとおり、自主管理公園として設置してください。

Q12：「優良遺伝資源の保存を兼ねた植栽」とは（業務要求水準書（案）p12）

A： 「保存を兼ねた展示」とは、優良遺伝資源として園内に植栽し、良好な管理を

行いながら、観賞に供することを意味します。

Q13：植栽株数・本数等の指定について（業務要求水準書（案）p12）

A： ばら、ゆり、さるすべりについては、中心的なコレクションとして、最低限満たすべき株数等を定め、また、農業技術センターから移植する木についてはできる限り活用するよう求めています。その他の植栽の株数・本数等の指定はありません。観賞・学習機能を有する園として、魅力ある展示を期待しています。

Q14：県産木材について（業務要求水準書（案）p14）

A： 神奈川の県産材は、供給量、製品ストック能力とも小さいため、大量の木材を調達するには、事前調整が必要となります。また、特殊な部材（集成材や合板等）での供給もないため、長尺や大断面の部材は、独自に集成材加工するなどして調達する必要があります。

Q15：ダイオキシン、アスベスト等の有害物質について（業務要求水準書（案）p20）

A： 焼却炉の解体に当たっては労働安全衛生規則のダイオキシン類の曝露防止対策及び神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染対策防止要綱に従って解体処分してください。なお、焼却炉中焼却灰のダイオキシン濃度は事前調査の結果 4,800pg-TEQ/g となっているので、解体に当たっては、必要な対策をとってください。

また、既設建物のアスベスト使用状況については、吹き付け等の拡散性のアスベストの使用は確認されていませんが、非拡散性のアスベスト製品は使用されている可能性があるので、除却工事の際は労働安全衛生規則等に従って工事してください。

Q16：公共残土の利用可能性について（業務要求水準書（案）p18）

A： 公共残土の利用については、必要時期に必要な量が確保できるとは限りませんが、契約時に必要土量が分かっている場合は、神奈川県建設発生土の情報交換システム等により公共残土の受け入れを募集することは可能です。

Q17：利用者に係る禁止事項について（業務要求水準書（案）p27）

A： 県が定める利用者に係る禁止事項については、センターの公の施設設置・管理条例規則において定めることとなりますが、現時点では次のものを想定しています。

- ・利用目的以外の目的にセンターの施設及び設備を利用しないこと。
- ・草花、樹木等を損傷し、又は採取しないこと。
- ・展示物、付属設備等をセンター外に持ち出さないこと。
- ・許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類

するものを掲げ、若しくははり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

- ・許可なく危険若しくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと（ただし、動物については、自主管理公園を除く。）
- ・許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- ・定められた場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。
- ・許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- ・騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ・係員の指示に従うこと。

Q18：ラベルと説明板の相違について（業務要求水準書（案）p30）

A： 植物ラベルは学名や品種名など植物の種類に関する表示がされたもので、説明板はエリア毎の植栽の特徴や県内育成品種についての特徴などの解説が記載された表示板を想定しています。

Q19：展示会事業において協力を得る花き生産者団体について

（業務要求水準書（案）p31）

A： 県内の花き生産者団体としては、神奈川県花き園芸組合連合会、神奈川県植木生産組合連合会等の他、農業協同組合の花き生産者の組織等があります。展示会開催に当たっては、必ず協力団体を募集し、事業者独自の展示会のほか、花き生産者団体の協力による展示会を開催してください。

Q20：インタープリターについて（業務要求水準書（案）p33, p35）

A： 気づき体験（農業体験学習）事業は、主として子どもたちが、様々な体験をきっかけに、花と緑や農業の不思議や面白さに気づき、花と緑や農業に関心を持ち、理解を深めることを目的としていることから、気づいてもらうきっかけづくりのできる専門のスタッフを導入することとしたものです。常勤・非常勤は問いませんが、必ず、通算して3年以上の経験を有するチーフ1名と1年以上の経験を有するサブリーダー2名以上を設置してください。経験については、必ずしもインタープリターの名称でなくても構いませんが、本件業務の遂行に必要な経験を有することが必要です。

県が想定している人数及び勤務体制については、基本設計を参照してください。

Q21：インタープリターの外部派遣とは（業務要求水準書（案）p35）

A： 学校等での教育活動として利用いただく場合の事前学習や出前授業の要望があった場合、業務に支障のない範囲でできるだけ対応してください。なお、その際、交通費相当分を除く講師派遣料は徴収しないこととしてください。

Q22：プログラムの開発及び実施内容の改良について（業務要求水準書（案）p33）

A： プログラムは、教育現場や社会ニーズの変化を踏まえたものとし、利用者ニーズに対応した実施内容とすることが必要です。したがって、プログラムの開発に当たっては、学習指導要領に十分配慮いただくとともに、少なくとも3年に1回は見直しを検討してください。また、実施内容については、適宜、利用者ニーズに対応し改良を行ってください。

提案にあたっては、業務要求水準書（案）添付資料9「平成16年度農業体験学習実態調査報告書」を参考にしてください。なお、実際に使用するプログラムについては、開園日までに直近の教育現場や社会ニーズを踏まえたプログラムを開発してください。

Q23：園芸教室・農業講座の実施回数等について（業務要求水準書（案）p38）

A： 実施回数については、1つのテーマの連続講座は複数日にまたがっていても1回としてください（業務要求水準書（案）添付資料10「フラワーセンター大船植物園の園芸教室の開催実績」参照）。

また、農業講座の中では、農業生産における農薬使用の必要性等についての理解促進も期待しています。

Q24：サポーターについて（業務要求水準書（案）p43）

A： 県は、センターに係るサポーター活動について県民との協働事業と位置づけ、県民の花き園芸その他の農業への理解促進、センター自体の普及及び利用者の増加、地域の活性化など様々な効果を期待していますので、積極的に対応してください。サポーターについての詳細は、業務要求水準書（案）添付資料12「県民参加事業の事業化イメージと平成16年度県民参加ワークショップの概要」を御覧ください。

Q25：花き愛好者団体の展示について（業務要求水準書（案）p43）

A： 花き愛好者団体の展示については、県民参加事業として、菊やばら、らん、山野草、サボテンなどの植物の愛好者団体に限らず、フラワーアレンジメント、花に関する写真・絵の同好会など展示活動の場として、幅広く活用いただくことを考えています。

Q26：会議室の貸出しについて（業務要求水準書（案）p43）

A： 会議室の貸出しは、県民参加事業の一環として事業者自らが貸出しに係る許可やその取消しを行うこととなります。

なお、利用申込み等の手続について、神奈川県施設の施設は、平成18年10月を目途に「神奈川県公共施設利用予約システム」を使用する予定ですので、同システ

ムを使用するため、パソコン、プリンターとインターネットに接続できる環境を整えてください。公共施設利用予約システムの機能要件書等のページは次のとおりです。

<http://www.e-kanagawa.lg.jp/kyougikai/shisetu.htm>

Q27：レストラン事業及び売店事業について（業務要求水準書（案）p43, p44）

A： レストラン及び売店は、当該収益により運営していただくものですが、かながわブランド等の県内産農産物の普及啓発及び農業振興の促進に寄与するような運営に配慮してください。県としては、レストランでのメニューや売店での販売品目の過半数程度は県内産とすることを期待しています。かながわブランドについては、かながわブランド振興協議会のホームページを御覧ください。

<http://www.jakanagawa.gr.jp/kn-brand/>

なお、センターでの飲食は持ち込みも可能とし、特に学校等教育活動での利用に関しては、食事場所の提供に配慮してください（業務要求水準書（案）p 2 8 参照）。

Q28：修繕・更新について（業務要求水準書（案）p47）

A： 施設の整備に当たっては、神奈川県県有施設長寿命化指針を参考にするなどして耐用性と用途の柔軟性を確保した長期間使用可能な施設を整備して下さい。

個々の部位、部材、設備、部品の耐用年数については特に定めていませんが、事業者は少なくとも上記に示された内容を考慮し、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づいた修繕・更新を行ってください。

契約書（素案）について

Q 1：第47条「環境等の著しい変化」について（P11）

A： 環境の著しい変化とは、学習指導要領の改定により学校等による教育活動での利用が困難となったり、地球温暖化の著しい進展による降雨日等の増加で利用者が大幅減となる等、県及びPFI事業者双方のコントロール外で提案時に予測不可能な事項を想定しています。